

IJIE-GAPファンドプログラム ステップ1「プレ」Q&A ※5月30日更新

No.	項目	質問	回答
1	応募要件等	研究開発課題の研究代表者の要件に「研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。」とある。特許取得済み又は出願中又は出願予定である研究者以外の研究者は本GAPファンドプログラム申請できるか。	シーズとは、事業化を目指す上で核となる研究成果等を指します。本GAPファンドプログラムへの申請にあたっては、当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいですが、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果(ソフトウェア等)に基づく申請も可能です。例えば、大学等の研究成果として創出されたAI技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等も対象となります。
2	応募要件等	シーズとなる特許の権利を企業から大学等へ移転済み(または移転予定)の場合、本GAPファンドプログラムに申請できるか。	企業が開発し取得された特許については、大学等発のシーズではないため、申請はできません。
3	応募要件等	企業と大学の共同出願特許を活用する予定の研究開発課題について、本GAPファンドプログラムに申請できるか。	申請時点において、企業からスタートアップ設立後の特許の使用について同意が得られていれば、申請可能です。
4	応募要件等	研究代表者として本GAPファンドプログラムに申請予定であるが、別のシーズで申請予定の他の研究者の提案に研究参加者として参画することは可能か。	シーズが異なれば、それぞれ申請可能です。
5	応募要件等	提案者が実施期間中にPF外の機関へ異動することが前提の場合、本GAPファンドプログラムへの申請は可能か。	PF外の機関へ異動後の期間を含めた申請はできません。研究開発期間は最長、異動前までの期間として申請してください。
6	応募要件等	研究者の場合、本GAPファンドプログラムに申請するための役職等の指定はあるか。	公的研究費を執行できる役職であることが必要です。詳細については所属機関の担当者にお問い合わせください。

IJIE-GAPファンドプログラム ステップ1「プレ」Q&A ※5月30日更新

No.	項目	質問	回答
7	応募要件等	既に企業との間で共同研究や研究支援がされていた案件であっても、本GAPファンドプログラムに申請できるか。	大学等のシーズであれば、申請は可能です。ただし、採択にあたっては、特許の使用許諾の整理が終わっている等、スタートアップ設立に向けて障害がないことの確認が取れていることが必要です。
8	応募要件等	既に大学発ベンチャーを起業している研究者は、本GAPファンドプログラムに申請することはできるか。	既に起業した大学発ベンチャー企業への技術移転が目的の場合には、本GAPファンドプログラムの趣旨と異なるため申請することはできません。ただし、既に立ち上げた大学発ベンチャーにて実施することができない合理的な理由ある場合には、申請することができます。
9	応募要件等	大学院生が研究代表者となる場合、研究開発費は最長4年間（ステップ1とステップ2の期間合計）で金額上限500万円を基本とすること、とあるが具体的には、こういったケースが想定しているのか。	大学院生が研究代表者となる場合には、ステップ1とステップ2を合わせた支援金額は500万円が上限となります。仮にステップ1「プレ」を実施したのちにステップ2「スタンダード+ α 」に採択された場合、実施期間は最長で4年間となりますが、支援金額の上限は500万円となります。
10	応募要件等	本GAPファンドプログラムのチームメンバーに学部の学生を参画させることは可能か。	学部生は研究代表者になることはできませんが、チームメンバーとして参画は可能です。
11	重複応募・実施の制限	ステップ1を実施中の研究代表者がステップ2に申請することは可能か。	ステップ1を実施中の研究代表者が、ステップ2に申請することは可能です。ただし、ステップ1を実施中にステップ2を実施することはできませんので、ステップ1の研究期間と重なる研究期間での申請はできません。
12	重複応募・実施の制限	ステップ1を実施中の研究代表者が、ステップ1とは異なるテーマでステップ2に申請することは可能か。	ステップ1を実施中の研究代表者が、ステップ2に申請することは可能です。ただし、異なるテーマであっても、ステップ1を実施中にステップ2を実施することはできませんので、ステップ1の研究期間と重なる研究期間での申請はできません。

IJIE-GAPファンドプログラム ステップ1「プレ」Q&A ※5月30日更新

No.	項目	質問	回答
13	研究開発課題	本GAP ファンドプログラムの対象テーマは、大学発の技術シーズのみが対象であるのか。社会的な課題を解決するようなテーマは可能か。	大学発のシーズがベースとなっている必要があります。その上で、社会的な課題解決のテーマを実施することは可能です。
14	研究開発課題	研究開発課題の研究代表者が支援期間中に起業することは可能か。	本GAPファンドプログラムは起業前の研究開発が支援対象となり、原則として、起業した時点で支援終了となります。支援期間中に起業する場合の本GAPファンドプログラム継続の可否等については、IJIE事務局にご相談ください。
15	対象経費	本GAPファンドプログラムの直接経費から、人件費や旅費を支出することは可能か。	研究参加者等の旅費、人件費について支出可能です。ただし、大学等において運営費交付金や私学助成金等により、国から人件費を措置されている者の人件費は支出できません。なお、本GAPファンドプログラムの各研究開発課題の研究代表者については、一定の要件を満たした場合に限り一部支出できることがありますので、詳細は所属機関の担当者にお問い合わせください。
16	対象経費	試作品製作のために外注することを計画しているが、外注費は計上可能か。	研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約についてのみ外注費として直接経費への計上が認められます。
17	対象経費	研究開発費から特許出願経費を支出することは可能か。	研究開発費から特許出願経費に支出ことはできませんが、一定の要件を満たすことを条件として、プログラム推進費から特許出願経費を支出可能です。また、条件を満たしていない場合でも間接経費から支出することは可能です。詳細はIJIE事務局にご相談ください。

IJIE-GAPファンドプログラム ステップ1「プレ」Q&A ※5月30日更新

No.	項目	質問	回答
18	契約手続き	採択後、予算が執行可能となるタイミングはいいつごろになるのか。	採択後、JSTが研究計画書の承認をしたのちに予算が執行可能となります。ステップ1については、8月以降の予定です。具体的には、所属機関の担当者にお問い合わせください。
19	応募要件等 ※5月2日追加	所属機関にて職務発明したが、権利放棄されたため、研究者個人にて取得した特許について、大学発シーズとして本事業に申請することは可能か。	大学における研究成果をもとに取得した特許であれば、大学発シーズとして本事業に申請可能です。ただし、スタートアップ・エコシステム構築の観点から、研究開発課題の実施にあたっては、所属する大学やプラットフォーム等への資金循環に向けた取組についても検討してください。
20	申請書の記載方法 ※5月2日追加	ステップ1は1年以内の実施期間であるが、マイルストーンはどのタイミングで設定すればよいか。	ステップ1においても、研究開発の終了時点だけではなく、当該研究開発中のマイルストーン(中間時点での達成目標)を研究開発期間中に少なくとも一つは設定してください。マイルストーンの設定時期については、12月を目安に各研究開発課題にて適切なタイミングに設定してください。
21	申請書の記載方法 ※5月2日追加	研究機関担当者(産連本部等の起業支援人材)と事務担当者とはどのような人を記載すればよいか。	研究機関担当者は各大学の起業支援人材(URA、コーディネーター等)を記載してください。事務担当者は採択後に予算管理をする各大学の事務担当者を記載してください。
22	申請書の記載方法 ※5月23日追加	様式1「5.構想(7)研究開発課題終了時の達成目標とマイルストーン」の記入要領に記載されている、「達成目標及びマイルストンの設定」にあたって参照にする「スタートアップ・エコシステム共創プログラムの公募要領「第1章1.1.5(1)」はどこにあるか。	(https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf)のP9-11をご覧ください。
23	応募要件等 ※5月30日追加	院生の身分でステップ1に採択され、次年度教員の身分を有した後でステップ2を申請した場合は500万円の上限はなくなるか。	ステップ1、2あわせて500万円の上限はなくなります。